

## Q & A

### いわゆる患者紹介ビジネスの禁止について

Q1. 有料老人ホームの運営者が入居者を医師に紹介した上で「紹介料」を要求する等といった、いわゆる患者紹介ビジネスが禁止されたと聞きましたが、その内容について教えてください。

Q2. これに反した場合、紹介を受けた医療機関や薬局側にはどのようなデメリットが想定されるのでしょうか。

A1. 平成26年の診療報酬改定に伴い、同年4月に保険医療機関や保険医が保険診療を行う上で守らなければならない基本的な規則である「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（昭和三十二年厚生省令第十五号）の改正が行われました（同規則は「療担規則」あるいは単に「療担」と言われることが多いため、ここでも以下では「療担」とします）。この改正により、療担第2条の4の2第2項において「経済上の利益の提供による誘引の禁止」として次のような規定が設けられました。

保険医療機関は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。

このように、医療機関や薬局が医療機関以外の事業者から有償で患者の紹介を受ける行為は同規定で禁止されました。これがいわゆる患者紹介ビジネスと言われるものですが（以下、同行為を「患者紹介ビジネス」とします）、厚生労働省は、「一部の保険医療機関等において、集合住宅等に入居する患者の紹介を受け、患者紹介料を支払った上で、訪問診療等を行っている事例があった。これらの事例については、

- ・ 特定の保険医療機関等への患者誘導につながる蓋然性が高く、患者が保険医療機関等を自

由に選択できる環境を損なうおそれがあること

・ 患者を経済上の取引の対象としており、保険医療機関等による過剰な診療 等につながり、保険診療そのものや保険財源の効果的・効率的な活用に対する国民の信頼を損なうおそれがあること

等の問題がある」と患者紹介ビジネスの規制理由を説明しています（厚生労働省保険局医療課平成 26 年 7 月 10 日「疑義解釈資料の送付について（その 8）」別添 5）。

では、実際にどのような行為が患者紹介ビジネスに該当するのでしょうか。まず主体となる「保険医療機関」ですが、これは厚生労働大臣が健康保険の利用対象として指定した病院・診療所・薬局を指します（健康保険法第 6 3 条第 3 項第 1 号）。

次に患者紹介ビジネスの該当基準ですが、上記厚生労働省の通達によれば、

- ① 保険医療機関が、事業者又はその従業員に対して、患者紹介の対価として、経済上の利益の提供を行うこと
- ② ①により患者が自己の保険医療機関において診療又は調剤を受けるように誘引すること

の両方に該当する場合としています。そのうえで「①については、患者紹介の対価として、経済上の利益が提供されているか否かで判断されるものである。……②については、①により、患者が自己の保険医療機関又は保険薬局において診療又は調剤を受けるように誘引しているか否かで判断されるが、保険医療機関又は保険薬局が、患者紹介を受けて、当該患者の診療又は調剤を行っている場合は、基本的には、②に該当するものと考えられる」とし、保険診療を行っている医療機関や薬局が、事業者またはその従業員に何らかの経済上の利益を与えて患者の紹介を受け診療や調剤を行っている場合は、原則として禁止行為に該当することを明らかにしました。①にいう経済上の利益とは、金や物だけでなく労務や何らかの便益を提供したり接待行為等をしたりすることも含まれます。また、対価性については、契約上の文言等によらず実質的に判断するとされているため、例えば保険医療機関が支払う委託料や賃料に患者紹介料が上乗せされているような場合であっても対価性が認められることになります。なお、未だ摘発された事例はないものと思われませんが、紹介を受けた患者に対し行うのが保険診療か保険外診療かは問題とされていないため、例えば保険診療を行っている医療機関が健康診断等の保険外診療を希望する患者の紹介を有償で受けることも患者紹介ビジ

ネスに該当すると考えられます。

A2. 療担に罰則の規定はありませんが、その第2条の4の2第2項が禁止規定であることからすれば、これに反する行為には行政指導が考えられるほか、医事あるいは薬事に関し不正な行為があったものとして業務停止や医師・薬剤師免許取消などを含めた行政処分の対象になることがあると考えられます(医師法第7条第2項、同法第4条第4号・薬剤師法第8条第2項、同法第5条第4号)。

#### 【参考文献】

- ・ 厚生労働省保険局医療課平成26年7月10日「疑義解釈資料の送付について(その8)」別添5
- ・ 保医発0305第10号平成26年3月5日「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

#### 【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [医事法制 Q 患者紹介の紹介料\\*\\*\\*](#)
- ・ [在宅医療バブルに付け入る「患者紹介ビジネス」\\*\\*](#)
- ・ [参院予算委員会 「患者紹介ビジネス」巡り質疑 安倍首相「実態把握が必要だ」\\*\\*](#)
- ・ [第6回 異業種参入で危ぶまれる医師のモラル\\*\\*](#)

「\*」は判例に対する各文献の関連度を示す。